

2022年度 新型コロナウイルス感染防止対策

2022年3月27日改定
波田白樺ジュニアクラブ

白樺のクラブ活動において、運営方針に「安全、健康管理を最優先します」と掲げています。新型コロナウイルスに対しては、「感染しない、感染させない」ことが重要であり、下記感染予防対策を徹底して運営して参りますので、クラブ関係者の皆さまのご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

また、活動の制限等については長野県、松本市の感染予防対策に準拠し、また教育委員会の課外活動における指針及び連盟からの通達を考慮し対応を図っていきます。

※感染防止対策はクラブ員のみではなくクラブに携わる関係者を対象とします。

【感染防止対策】

- ①大会、練習日及びイベント等のチーム活動日の集合時と終了時に、指導者及びクラブ員の検温を行い健康状態の確認を行う。クラブ員の健康状態に異常がある場合は保護者へ連絡し適切な対応をとる。
- ②チーム活動の終了後に手洗い、アルコール消毒を行う。
- ③微熱、風邪の症状(咳、咽頭痛など)がある場合は、無理して参加はしないこと。休んで体調の回復に努める。 ※微熱に関しては個人差がありますので普段の平熱から判断してください
- ④共有する野球道具(キャッチャー用具、ヘルメット等)は、使用後にアルコール消毒を行う。
- ⑤タオルは共有せず各個人が持参し貸し借りはしない。
- ⑥給水はコップの使用を禁止し、各自水筒を持参して貸し借りはしないこと。足りない場合は水筒へ補充する。
- ⑦クラブの活動日にかかわらず毎日検温を行い健康状態の確認をする。昨年までクラブへ提出いただいた「検温確認シート」は日々学校、職場でも記録をしているため廃止する。連盟より健康の確認状況の要請があった場合は常時回答できるようにしておく。
- ⑧指導者、クラブ員及び保護者はマスクを常時持参し人と接する場合は必ず着用する。(クラブ員のグラウンド内の練習中及び試合中は除く)
- ⑨活動中の集合時、休憩時等は密集にならないように距離をおく。室内での活動は特に3密(密閉、密集、密接)を避け十分注意する。
- ⑩連盟主催の大会へ参加する場合は連盟発行の「大会参加における感染防止対策」(第4版)を遵守し参加する。その他の大会へ参加する場合は主催者発行のガイドラインに準拠する。

※連盟大会時の「健康チェックシート:ベンチ入り」は事務局又は指導者、「健康チェックシート:審判」は審判部長、大会観戦者の「健康チェックシート:保護者等用」は保護者会長がそれぞれ当日確認を行い必要に応じて連盟に提出する。

【クラブ関係者が感染者又は接触者となった場合のガイドライン】

クラブ員、指導者(以下クラブ関係者)及びその同居人が感染した場合、又は感染者と接触した場合の基本的な対応として下記のガイドラインを遵守し感染拡大を防止する。尚、異なる状況においてはその都

度最善な対応を検討する。(濃厚接触者の確認が活動の有無の判断の基準となる)

< 以下はクラブ活動に参加していた場合 >

- ①クラブ関係者本人が感染した場合の自粛期間は療養解除になるまでとする。
- ②クラブ関係者が感染者と「感染可能期間内」(図 a) に接触があった場合に、濃厚接触者に該当するかどうか保健所の確認がとれるまでの期間は、クラブの活動は一旦休止とする。(対象者は自粛すること)
- ③クラブ関係者が濃厚接触者に該当した場合は、活動の休止を継続し濃厚接触者の検査状況(感染の有無)の結果により活動の再開又は休止の期間を決定する。濃厚接触者の判断は保健所の指示に従う。(濃厚接触者の定義は図 b: 参考)
- ④クラブ関係者が濃厚接触者に該当しなかった場合は活動を再開する。 ※ただし、クラブ員が感染した場合は、通学する小学校の対応(休業など)を考慮し活動休止の有無を判断する。
- ⑤濃厚接触者の待機期間は基本的に感染対策を開始した日から7日間とする。同居人に感染者が発生した場合は待機期間を再設定する。(実際発生した場合は松本市の基準を参照する)
- ⑥クラブ関係者に感染者が発生しチーム活動を休止する場合の期間は原則発症日を0日として翌日から5日間活動を休止し、以後感染者が発生した場合は更に上記基準により5日間休止する。濃厚接触に該当しないことが不明な場合等含む。(期間は松本市教育委員会学級閉鎖の指針)
- ⑦クラブ関係者で感染者との接触が発覚した場合、又は感染が確認された場合は感染拡大を防ぐ目的で速やかに事務局へ報告する。

■ 検討、対応すべき感染パターン

- ①クラブ関係者又は同居人が感染
- ②クラブ関係者又は同居人が濃厚接触者となった場合
- ③通学する小学校内で感染者が確認された場合
- ④その他感染者と接触があった場合



● 発症日の2日前から診察後に隔離などを適用されるまでの期間

図 a

濃厚接触者の定義

陽性者(無症状者を含む)の感染可能期間^{※1}に以下の接触があった場合

- 陽性者の同居者
- 陽性者と長時間の接触^{※2}
- 適切な感染防護なしに患者(確定例)を診察、看護、介護していた人
- 陽性者の気道分泌液や体液などの汚染物質に直接接触した可能性が高い人
- 感染防止対策(お互いマスク着用等)なしに陽性者と1m以内で15分以上接触があった場合

※1 ・陽性者に症状がある場合: 発症日2日前から診断後に隔離などを適用されるまでの期間。
適用できない場合は、療養の解除基準を満たすまで。
・陽性者に症状がない場合: 陽性判明日の2日前から診断後に隔離などを適用されるまでの期間。
適用できない場合は、療養の解除基準を満たすまで。

※2 車内、航空機内等を含む。航空機内は国際線では陽性者の前後2列以内の列(計5列)に搭乗していた人、国内線では周囲2m以内に搭乗していた人が原則

図 b